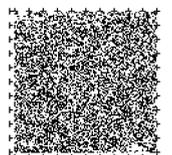
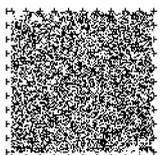


第 3 編

第 7 期市原市障がい福祉計画・

第 3 期市原市障がい児福祉計画





第1章 国の基本指針に関わる本市の目標

「国の基本指針」では、障がい者福祉において必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたり、2026（令和8）年度を目標年度として、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の7項目について、目標を設定することが適当であるとしています。

本市では、国の基本指針に基づき、第6期障がい福祉計画で掲げた目標値に対する進捗状況を踏まえ、2026（令和8）年度の目標値を以下のとおり掲げ、その実現に向けて計画的に取り組めます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がいのある方の地域生活への移行を進める観点から、2022（令和4）年度末時点において福祉施設に入所している障がいのある方（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、2026（令和8）年度末における地域生活への移行及び施設入所者の削減について、それぞれ目標値を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

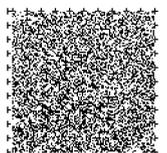
■実績

2023（令和5）年度末までに、2019（令和元）年度末時点の施設入所者数 286 人のうち約 6 パーセントにあたる 17 人が地域生活へ移行することを目標としていましたが、2023（令和5）年 10 月 1 日時点での実績としては、28 人が地域生活へと移行しています。

	基準年度	第6期		
	2019 (R1)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
目標値 (A)	—		17人	
実績 (B)	(入所者数 286 人)	11人	22人	28人
達成率 (B/A)	—	64.7%	129.4%	164.7%

※第6期の目標値については、2023（令和5）年度末の値

※実績については、2019（令和元）年度～2022（令和4）年度は年度末、2023（令和5）年度は10月1日現在の累計値



◎目標値

国の基本指針では、「2022(令和4)年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行すること」とし、さらに、「当該目標値の設定に当たり、2023(令和5)年度末において、障害福祉計画で定めた2023(令和5)年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を2026(令和8)年度末における地域生活に移行する者(中略)の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする」としています。

2023(令和5)年度までの数値目標については達成されるものと見込んでいます。

国の指針に基づけば、2026(令和8)年度末までに、2022(令和4)年度末時点の施設入所者数286人のうち約6パーセントにあたる18人が地域生活へ移行することを目標としているため、18人とします。

なお、国の基本指針においては、基本理念として「共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていく」ことを掲げていることから、施設入所においても、社会参加の一貫として地域と交流する機会を持つよう引き続き取り組んでいきます。

加えて、今後3年間の間に、重度対応のグループホームの整備促進に必要な方策について、検討していきます。

	2026(R8)年度末 (目標年度)	備考
地域生活移行者数	18人	2026(R8)年度末までに地域生活に移行する者の目標値

(2) 施設入所者の削減

■実績

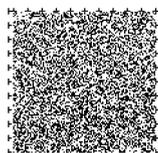
2023(令和5)年度末まで、福祉施設の入所者数を2019(令和元)年度末時点の水準で維持することを目標としていましたが、2023(令和5)年10月1日時点の実績としては、3.8パーセント減の275人となっています。

	基準年度	第6期		
	2019(R1)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
目標値(A)	—	現状維持		
実績(B)	入所者数286人	284人	286人	275人
達成率(B/A)	—	99.3%	100.0%	96.2%

※第6期の目標値については、2023(令和5)年度末の値

※実績については、2019(令和元)年度～2022(令和4)年度は年度末、2023(令和5)年度は10月1日現在の値

※達成率(削減率)は基準値に対する割合



◎目標値

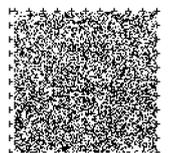
国の基本指針では、「2026（令和8）年度末の施設入所者数を2022（令和4）年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本とする」とし、さらに、「当該目標値の設定に当たり、2023（令和5）年度末において、障害福祉計画で定めた2023（令和5）年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を2026（令和8）年度末における（中略）施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする」としています。

新たに施設へ入所する者を見込むにあたり、市原市障がい者施策推進協議会及び市原市障がい者支援協議会において、真に施設入所支援が必要な方の現状や、入所サービスへのニーズについて意見交換を行いました。

また、本市の現状をみると、2026（令和8）年度末までに地域生活に移行する者の目標値である18人に対し、入所施設の空きを待つ待機者は少なくとも63人以上（2023（令和5）年4月1日現在。施設入所支援の代替措置として短期入所を長期的に利用している人を含む。）いるため、地域生活への移行を目標値に沿って進めた場合も、2026（令和8）年度末までは、入所者数はほぼ横ばいで推移することが見込まれます。

以上を踏まえ、本市では、地域生活への移行を進めてもなお施設入所の待機者や今後の利用希望など一定のニーズがあり、総合的に勘案すると、現時点では入所者数を減らすことは困難であると判断し、施設入所者を現状の水準で維持することを目標とします。

	2026（R8）年度末 （目標年度）	備考
施設入所者の削減	現状維持	2026（R8）年度末までに福祉施設の入所者数を削減する目標値



2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■実績

市原市では、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう重層的な連携による支援体制の構築を推進しています。

第6期計画に設定した活動指標に関する目標（見込量）は以下の通りです。

なお、保健、医療、福祉関係者による協議の場は、千葉県が圏域ごとに設置する「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実務者会議を位置付けています。

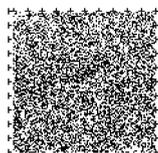
【活動指標】

項目名	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2023(R5) 年度末目標値
(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	7回/年	7回/年	7回/年	12回/年
(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	13人	15人	15人	15人
(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年

単位：人/月（利用者数）

サービス名	区分	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
精神障がい者の地域移行支援	計画	5	5	6
	実績	1	2	6
精神障がい者の地域定着支援	計画	1	1	1
	実績	0	1	1
精神障がい者の共同生活援助	計画	84	96	110
	実績	67	102	102
精神障がい者の自立生活援助	計画	1	1	1
	実績	0	0	0

※2023(令和5)年度の実績については、2023(令和5)年度10月1日現在の値



○活動指標

国の基本指針では、2026（令和8）年度における精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上の長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する成果目標が設定されていますが、いずれも都道府県が実施主体とされています。

本市においては、都道府県が設定する成果目標を達成するための活動指標として、以下の事項を設定します。

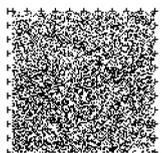
千葉県や市原市障がい者支援協議会との連携を図り、地域の課題やニーズを共有しながら、精神障がいの有無や、程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、協議の場で検討された事項について、地域の実情に応じた取組を進めていきます。

【活動指標】

項目名	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	7回/年	7回/年	7回/年
(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人	15人	15人
(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年

単位：人/月（利用者数）

サービス名	見込量		
	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
精神障がい者の地域移行支援	3	4	6
精神障がい者の地域定着支援	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	125	154	190
精神障がい者の自立生活援助	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	11	13	14



3 地域生活支援の充実

障がいのある方の地域生活支援の充実に向け、地域生活支援拠点等の機能の充実や運用状況の検証のほか、強度行動障害がある人のニーズ把握と支援体制の整備等について、2026(令和8)年度末における目標値を設定します。

■実績

「国の基本指針」では、2026(令和8)年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築、年1回以上の運用状況の検証及び検討を実施することを基本とする目標が示されています。

市原市では、既存の社会資源を活用し、市内の複数の障害福祉サービス事業所が各機能を分担する「面的整備型」にて地域生活支援拠点事業を整備しました。また、障がい者支援課内に「障がい者地域生活コーディネーター」を配置し、緊急時等に適切にサービスが利用できるよう市内の障害福祉サービス事業所と連携し、支援を行っています。

このほか、障がい者支援協議会において、運用状況の検証及び検討を実施しました。

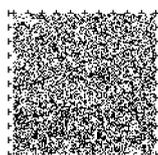
	第6期		
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
地域生活支援拠点等の整備数	1か所(整備済み)		
年1回以上の運用状況の検証	未実施	実施	実施

◎目標値

2020(令和2)年度に整備した地域生活支援拠点等の機能強化のため、引き続き年1回以上の運用状況検証及び検討を実施するとともに、コーディネーターの配置を継続します。

障がいや精神疾患を抱える家族がいる世帯への支援について、8050問題に積極的に取り組むため、本人や家族の状況を把握します。また、緊急時に個々の事情に応じた支援を行いやすいように、もしもの時に備えた登録体制を整備します。

また、強度行動障がい児者の状況・ニーズ把握及び支援体制の整備に向けた検討を行います。



項目	2026 (R8) 年度末までの目標
地域生活支援拠点等の整備	整備済
コーディネーターを配置	配置
地域生活支援拠点の運用状況についての検証・検討	年1回
強度行動障がい有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	実施

4 福祉施設から一般就労への移行等

■実績

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

2023(令和5)年度中に、2019(令和元)年度の一般就労への移行実績 20 人の 1.27 倍にあたる 25 人が一般就労へ移行することを目標としていましたが、2023(令和5)年 10 月1日時点の実績としては、目標値の 64.0 パーセントにあたる 16 人が一般就労へ移行しています。

	基準年度	第6期		
	2019 (R1)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
目標値 (A)	—	25 人		
実績 (B)	20 人	25 人	16 人	16 人
達成率 (B/A)	—	100.0%	64.0%	64.0%

※第6期の目標値については、2023(令和5)年度末の値

※実績については、2019(令和元)年度～2022(令和4)年度は年度末、2023(令和5)年度は10月1日現在の値

※就労移行支援事業利用者のうち、一般就労に移行した者の人数

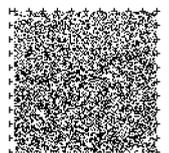
(2) 就労定着支援事業の利用者数

2023(令和5)年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援を利用することを目標としていましたが、2023(令和5)年 10月1日時点の実績としては、7割を下回っています。

	第6期		
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
目標値	7割以上		
実績	7割以下	7割以上	7割以下

※第6期の目標値については、2023(令和5)年度末の値

※2023(令和5)年度の実績については、2023(令和5)年度 10月1日現在の値



(3) 就労定着支援事業所ごとの就労定着率

就労定着支援事業所のうち、2023(令和5)年度における就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標としていましたが、2023(令和5)年10月1日時点の実績としては、7割以上となりました。

	第6期		
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
目標値	7割以上		
実績	7割以下	7割以上	7割以上

※第6期の目標値については、2023(令和5)年度末の値

※2023(令和5)年度の実績については、2023(令和5)年度10月1日現在の値

※就労定着率とは過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

◎ 目標値

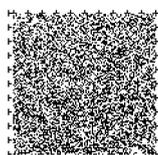
国の基本指針に基づき、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数、就労定着支援の利用者数及び就労定着支援事業所ごとの就労定着率について、2026(令和8)年度末の目標値を定めます。

① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針では、2026(令和8)年度中に一般就労に移行する者の目標値を「2021(令和3)年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする」としています。あわせて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、「それぞれ2021(令和3)年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上及び概ね1.28倍以上を目指すこと」としています。

さらに、「目標値の設定に当たり、2023(令和5)年度末において、障害福祉計画で定めた2023(令和5)年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を2026(令和8)年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする」としています。

一般就労への移行者数について、本市の現状をみると、2022(令和4)年度末の実績は前年度の6割に減少しており、国の基本指針どおりに未達成割合を加えた割合を目標値として設定しても、達成が困難であると考えられます。よって、第6期における未達成割合は加えないものとし、計35人が、2026(令和8)年度中に一般就労へ移行することを目標とします。あわせて、国の基本指針に従い、各サービスにおける目標値を以下のとおり定めます。



	2026(R8)年度 (目標年度)	備考
一般就労への移行者数	35人	2026(R8)年度中に 一般就労へ移行する者の目標値
うち就労移行支援	27人	
うち就労継続支援A型	7人	
うち就労継続支援B型	1人	

② 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数

国の基本指針では、「就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする」としています。

これを受け、本市では、国の基本指針と同様に、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

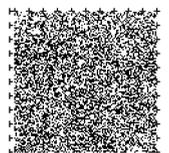
	2026(R8)年度 (目標年度)	備考
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割以上	2026(R8)年度の目標値

② 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着支援事業所の職場定着率

国の基本指針では、「就労定着支援事業の利用者数は、2021(令和3)年度の実績の1.41倍以上、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする」としています。

これを受け、本市では、2026(令和8)年度の就労定着支援事業の利用者数を21人以上、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。

	2026(R8)年度 (目標年度)	備考
就労定着支援事業の利用者数	33人	2026(R8)年度の目標値
就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分以上	



5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの整備

■実績

本市では、2020(令和2)年10月1日に発達支援センターが児童発達支援センターの指定を受けたことにより、目標を達成しています。

	第6期		
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
目標値	1か所以上		
実績	1か所	1か所	1か所

※第6期の目標値については、2023(令和5)年度末の値

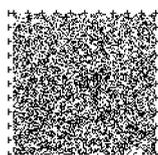
※2023(令和5)年度の実績については、2023(令和5)年度10月1日現在の値

◎目標値

国の基本指針では、児童発達支援センターの設置が必ずしも進んでいない状況を鑑み、現行の成果目標を維持し、「2026(令和8)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする」としています。

本市では、児童発達支援センターを1か所設置していますが、児童の療育手帳等の取得数が増加する中、専門性を持つ新たな発達支援センターの整備を民間事業者との連携により進めています。新たなセンターのサービス開始に向けて支援を行うとともに、引き続き、児童発達支援センターを中核とした重層的な障がい児の地域支援体制の構築に向けて、関係機関との連携に取り組んでいきます。

	2026(R8)年度 (目標年度)	備考
児童発達支援センターの設置数	1か所以上	



(2) 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

(※第2期障害児福祉計画における成果目標「保育所等訪問支援の提供」)

■実績

本市では、第2期障害児福祉計画における成果目標「保育所等訪問支援の提供」について、発達支援センターが保育所等訪問支援の事業所指定を受けており、目標を達成しています。

	第6期		
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
目標値	1 か所		
実績	1 か所	1 か所	1 か所

※第6期の目標値については、2023(令和5)年度末の値

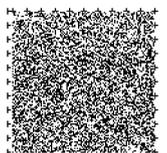
※2023(令和5)年度の実績については、2023(令和5)年度10月1日現在の値

◎目標値

国の基本指針では、「障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、2026(令和8)年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする」としています。

これを受け、本市では、2026(令和8)年度までに、発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築を目指します。

	2026(R8)年度 (目標年度)
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	体制の構築



(3) 重症心身障がい児の支援

■実績

2023(令和2)年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所(児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。)及び放課後等デイサービス事業所(同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。)を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを目標としていましたが、本市においては、重症心身障がい児を支援する事業所が各1か所あり、目標を達成しています。

児童発達支援事業所	第6期		
	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
目標値	1か所		
実績	1か所	1か所	1か所
放課後等デイサービス	第6期		
	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
目標値	1か所		
実績	2か所	1か所	1か所

※第6期の目標値については、2023(令和5)年度末の値

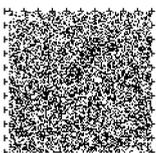
※2023(令和5)年度の実績については、2023(令和5)年度10月1日現在の値

◎目標値

国の基本指針では、重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保が必ずしも進んでいない状況を鑑み、現行の成果目標を維持し、「2028(令和8)年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする」としています。

本市では引き続き、重症心身障がい児へのサービスの提供体制を維持するとともに、関係事業者で構成する専門部会の意見等を参考にしながらニーズ等を踏まえた支援体制を検討していきます。

	2026(R8)年度 (目標年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	各1か所以上



(4) 医療的ケア児の支援

■実績

本市では、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、(平成30)年度に医療的ケア児支援連携会議を設置しています。

	第6期		
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
目標値	設置		
実績	設置	設置	設置

※第6期の目標値については、2023(令和5)年度末の値

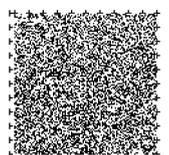
※2023(令和5)年度の実績については、2023(令和5)年度10月1日現在の値

◎目標値

国の基本指針では、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は進みつつあるものの、協議の場において医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターを配置しているケースはまだ少ないことを踏まえ、「2026(令和8)年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする」としています。

これを受け、本市では、引き続き保健、医療、障がい福祉、教育、保育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、必要な支援について検討するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、教育・保育施設等と連携しながら、医療的ケアが必要な児童とその家族の支援を総合的に調整します。

	2026(R8)年度 (目標年度)
保健、医療、障がい者福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置
医療的ケア児支援のための協議の場における医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置



6 相談支援体制の充実・強化等

■実績

相談支援体制の充実・強化に向けて、第6期計画に設定した活動指標に関する目標と実績は以下の通りです。

【活動指標】

項目名	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
総合的・専門的な相談支援（障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施）	実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	55 件/年	103 件/年	180 件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	23 件/年	13 件/年	4 件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	144 件/年	132 件/年	48 件/年

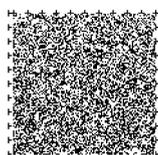
※2023(令和5)年度の実績については、2023(令和5)年度 10月1日現在の値

○活動指標

国の基本指針では、「2026(令和8)年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする」としています。

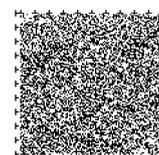
また、「協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする」としています。

これを受け、本市では 2026(令和8)年度末までに、相談支援体制を充実・強化することを目標とします。あわせて、以下の事項を活動指標として設定します。



【活動指標】

サービス名	単位	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
総合的・専門的な相談支援	実施有無	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件数 (件)	110	121	133
地域の相談支援事業者の人材育成に対する支援	支援件数 (件)	3	3	3
地域の相談機関との連携強化の取組	実施回数 (回)	34	34	34
個別事例の支援内容の検証の実施回数	実施回数 (回)	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数	実施回数 (回)	3	3	3
	参加事業者・機関数	22	22	22
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	設置数	6	6	6
	実施回数 (回)	18	18	18
基幹相談支援センターの設置	設置有無	有	有	有



7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■実績

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に向けて、第6期計画に設定した活動指標に関する目標と実績は以下の通りです。

【活動指標】

項目名	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施	実施	実施
障害者自立支援審査等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回

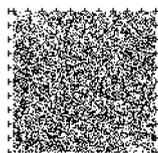
○活動指標

国の基本指針では、「2026(令和8)年度末までに、都道府県及び区市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする」としています。

これを受け、本市では2026(令和8)年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを目標とします。あわせて、以下の事項を活動指標として設定します。

【活動指標】

項目名	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	5人/年	5人/年	5人/年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査等システムによる審査結果の共有	1回/年	1回/年	1回/年



8 発達障がい者等の支援

■実績

発達障がい者等の支援に向けて、第6期計画に設定した活動指標に関する目標と実績は以下の通りです。

項目名	目標	実績
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	ペアレントトレーニング等の実施の検討	ペアレントトレーニング等の試行※1
ペアレントメンターの人数	県との連携と必要な周知	実施
ピアサポートの活動への参加人数	活動状況の把握	活動状況の把握※2

※1 発達支援センターの療育ルーム利用の保護者に対し、ペアレントプログラムを試行

※2 発達障がいに特化せず、様々な「生きづらさ」を抱える当事者や家族の活動状況を把握

○活動指標

国の基本指針では、発達障がい者等の支援について成果目標等は示されていませんが、各都道府県や各市町村において、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数を活動指標として設定することとされています。

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)

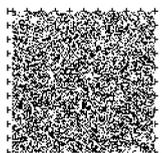
今後、関係機関等と連携を図りながら、支援プログラムの拡充について検討します。

- ・ペアレントメンターの人数

ペアレントメンターについては、千葉県が養成研修を行っていることから、千葉県及びCAS(千葉県発達障害者支援センター)と連携を図り、必要な周知を行うこととします。

- ・ピアサポートの活動への参加人数

発達障がいに特化せず様々な生きづらさを抱える当事者や家族の活動を支援します。



第2章 障がい福祉サービス等の見込量と確保方策

本章では、国の基本指針に即して、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとに、2024(令和6)年度から2028(令和8)年度までの各年度における必要な量の見込みを算出しています。

なお、精神病床における長期入院患者のうち地域生活へ移行する者の数(精神保健医療福祉体制の基盤整備量)を88名と見込んだ上で、指定障害福祉サービス等の見込量を算出しています。

1 指定障害福祉サービス(訪問系サービス)

(1) 事業内容

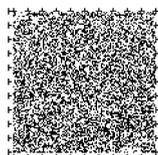
サービス名	事業内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な情報の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(2) 実績

サービスごとに利用者数の実績をみると、すべてのサービスにおいて、いずれの年度も計画値を下回っているものの、増加傾向にはあります。

主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、サービス利用自体が減少したものと推察されます。

2023(令和5)年度春に5類に移行した後も計画値を下回る傾向が継続していることから、今後の動向を注視していく必要があります。



サービス名		区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
訪問系サービス	居宅介護	計画値	370	385	400	人/月
		実績値	318	324	326	
		計画値	7,663	7,893	8,130	時間/月
		実績値	6,607	6,604	6,709	
	重度訪問介護	計画値	40	44	49	人/月
		実績値	29	28	28	
		計画値	3,541	4,002	4,522	時間/月
		実績値	2,906	2,647	2,726	
	同行援護	計画値	90	100	112	人/月
		実績値	65	69	74	
		計画値	1,188	1,307	1,437	時間/月
		実績値	818	936	968	
	行動援護	計画値	1	1	1	人/月
		実績値	1	1	1	
		計画値	9	9	9	時間/月
		実績値	6	8	9	
重度障害者等包括支援	計画値	0	0	0	人/月	
	実績値	0	0	0		
	計画値	0	0	0	時間/月	
	実績値	0	0	0		
訪問系サービス 計		計画値	501	530	562	人/月
		実績値	413	422	429	
		計画値	12,401	13,211	14,098	時間/月
		実績値	10,337	10,195	10,412	
一人あたりの平均利用時間		計画値	24.8	24.9	25.1	時間/月
		実績値	25.0	24.2	24.3	

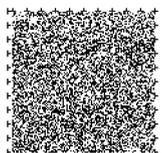
※ 2023(令和5)年度は10月1日までの値をもとに実績見込み値を算出

(3) 見込量

各サービスの見込量は、利用者数及び利用時間の実績や障がいのある方のニーズ、施設入所者等の地域生活への移行者数等を勘案して算出しています。

サービス別では、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の利用者は、障がい者数やニーズの増加に伴い増加していくものと見込まれます。

重度障害者等包括支援は、近隣に事業所がなく、居宅介護や重度訪問介護などの個別



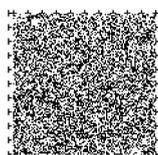
サービスを、利用者の必要に応じて組み合わせて支給決定していることから、現状では利用はないものと見込んでいますが、具体的なニーズが把握できた際には必要なサービス量の確保に努めます。

サービス名		2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位	
訪問系サービス	居宅介護	329	333	336	人/月	
		6,776	6,844	6,912	時間/月	
	重度訪問介護	27	27	26	人/月	
		2,644	2,565	2,488	時間/月	
	同行援護	78	83	88	人/月	
		1,045	1,129	1,219	時間/月	
	行動援護	1	1	1	人/月	
		9	9	9	時間/月	
	重度障害者等包括支援	0	0	0	人/月	
		0	0	0	時間/月	
	訪問系サービス 計		435	444	451	人/月
			10,474	10,547	10,628	時間/月
一人あたりの平均利用時間		24.1	23.8	23.6	時間/月	

(4) 見込量の確保方策

訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となりますので、サービス提供体制の把握に努めます。

また、サービスの質の向上を図るため、障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成が必要です。特に、精神障がいのある人に対する訪問系サービスについては、身体障がいや知的障がい分野に比べ、サービス提供事業者が少ない現状となっています。そのため、より多様で多くのサービス提供主体の参画が図られるよう努めるとともに、研修の充実等、人材育成に注力し、量・質ともに充実したサービスの提供体制の整備を図ります。



2 指定障害福祉サービス(日中活動系サービス)

(1) 事業内容

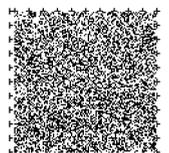
サービス名	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約は結ばない就労の機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者を対象に、一定の期間にわたり、一般就労先での就労の継続を図るため、当該就労先の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整や指導・助言等の支援を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 実績

日中活動系サービスについては、いずれのサービスも増加傾向にあります。

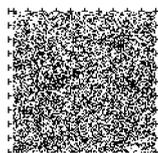
就労系サービスに関しては、A型・B型共に市内・市外いずれにも事業所が設置されたことで、利用者も増加しています。

2023(令和5)年度春に5類に移行した後も計画値を下回る傾向が継続していることから、今後の動向を注視していく必要があります。



第3編 第7期市原市障がい福祉計画・第3期市原市障がい児福祉計画

サービス名		区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
日中活動系サービス	生活介護	計画値	961	1085	1,226	人/月
		実績値	714	741	770	
		計画値	15,214	16,736	18,409	時間/月
		実績値	12,693	12,884	13,538	
	自立訓練（機能訓練）	計画値	6	6	7	人/月
		実績値	5	6	7	
		計画値	72	76	81	時間/月
		実績値	85	94	114	
	自立訓練（生活訓練）	計画値	29	44	66	人/月
		実績値	11	10	14	
		計画値	386	578	867	時間/月
		実績値	168	174	229	
	就労移行支援	計画値	62	62	62	人/月
		実績値	61	71	70	
		計画値	938	938	938	時間/月
		実績値	1,046	1,171	1,177	
	就労継続支援（A型）	計画値	143	178	223	人/月
		実績値	131	145	157	
		計画値	2,590	3,186	3,919	時間/月
		実績値	2,516	2,767	3,006	
就労継続支援（B型）	計画値	348	365	383	人/月	
	実績値	397	383	405		
	計画値	5,399	5,615	5,839	時間/月	
	実績値	3,932	6,078	5,219		
就労定着支援	計画値	29	43	64	人/月	
	実績値	23	20	25		
療養介護	計画値	22	22	22	人/月	
	実績値	20	22	24		
短期入所（福祉型）	計画値	123	126	128	人/月	
	実績値	68	75	93		
	計画値	1,434	1,477	1,521	時間/月	
	実績値	1,249	1,434	1,743		
短期入所（医療型）	計画値	8	8	8	人/月	
	実績値	5	5	5		
	計画値	37	37	37	時間/月	
	実績値	94	19	57		



短期入所計	計画値	131	134	136	人/月
	実績値	73	80	98	
	計画値	1,471	1,514	1,558	時間/月
	実績値	1,343	1,453	1,800	
日中活動系サービス 計	計画値	1,731	1,939	2,189	人/月
	実績値	1,435	1,478	1,570	
	計画値	26,070	28,643	31,611	時間/月
	実績値	21,783	24,621	25,083	

※ 2023(令和5)年度は10月1日までの値をもとに実績見込み値を算出

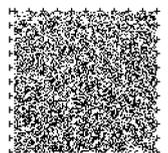
(3) 見込量

各サービスの見込量は、利用者数及び利用時間の実績や障がいのある方のニーズ、施設入所者等の地域生活への移行数等を勘案して算出しています。

市内の障がいのある方を対象に行ったアンケート調査の結果によると、平日の日中の過ごし方について、「主に自宅にいる」と回答した割合が44.6パーセントで最も高くなっています。このことから、潜在的な利用ニーズが大きいことが考えられ、日中活動系サービスの利用者は今後も増加していくものと見込まれます。特に療育、精神の障がい者手帳の取得者の増加傾向が継続していることから、いずれのサービスも増加が見込まれます。

就労系サービスに関しては、2025(令和7)年度より就労選択支援が開始されることで、一般就労への移行でサービスの利用を終了する利用者が想定される一方、アルバイト等しながら就労継続支援を使うことが認められるようになるなどの改定により、利用者全体は引き続き増加するものと思われまます。

サービス名		2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
日中活動系サービス	生活介護	801	833	866	人/月
		13,944	14,362	14,793	人日/月
	うち重度障がい者	290	302	314	人/月
	自立訓練（機能訓練）	8	10	12	人/月
		132	153	178	人日/月
	自立訓練（生活訓練）	16	18	20	人/月
		268	313	367	人日/月
	就労選択支援	—	15	16	人/月
	就労移行支援	75	80	86	人/月
		1,248	1,322	1,402	人日/月



日中活動系サービス	就労継続支援（A型）	171	187	203	人／月
		3,277	3,571	3,893	人日／月
	就労継続支援（B型）	409	413	417	人／月
		6,002	6,902	7,937	人日／月
	就労定着支援	38	56	84	人／月
	療養介護	26	29	31	人／月
	短期入所（福祉型）	109	127	149	人／月
		2,057	2,427	2,864	人日／月
	うち重度障がい者	30	36	42	人／月
	短期入所（医療型）	5	5	5	人／月
		57	57	57	人日／月
	日中活動系サービス 計		1,658	1,773	1,889
		26,985	29,107	31,491	人日／月

※就労選択支援とは、就労先・働き方について、よりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望に合った選択を支援するサービス

(4) 見込量の確保方策

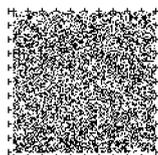
日中活動系サービスについては、身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス需要の把握と充実に努めるとともに、相談支援事業等を通じて、利用者のニーズに応じた適切なサービス提供体制の構築について検討していきます。

就労支援に関しては、新たな事業所も増えてきていることから、当面の間、新たな確保策が必要な状況にはないと考えますが、一般就労への移行による減と新たな利用者の増の動向を注視していきます。

また、特別支援学校卒業生等の就労先や日中活動の場を確保するため、障害者就業・生活支援センターとの連携により、学校・ハローワーク・障害福祉サービス事業所等とのネットワークを強化し、早期からの対応を進めます。

さらに、福祉的就労の充実のため、農福連携に係る取組の支援を行うとともに、障害者優先調達法に基づき、市から障害者就労施設等での生産品や役務の提供の発注が増加するよう、庁内への周知を強化します。

短期入所については、障がい者やその家族の高齢化に伴いニーズが高まっていますが、市内及び近隣市に資源が少ないことが課題となっています。地域生活支援拠点事業の有する機能である、緊急時における障がい者等の受け入れ等を円滑に行うことができるよう、地域の事業所等との連携体制の整備を行います。



3 指定障害福祉サービス(居住系サービス)

(1) 事業内容

サービス名	事業内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者等で一人暮らしを希望する人を対象に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 実績

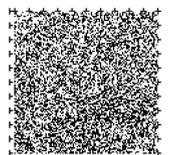
居住系サービス全体で見ると、年々増加傾向にあります。共同生活援助(グループホーム)の利用者数は、2022(令和4)年度は計画値を上回っていましたが、2023(令和5)年度は計画値以下となる見込みです。

施設入所支援については、横ばいを見込んでいましたが、実績値は計画値をやや上回る値となっています。市内の入所施設では、これまで積極的に地域生活への移行を進めてきましたが、依然として利用待機者の数は多く、また、市内の障がいのある方を対象に行ったアンケート調査の結果をみても、「(福祉施設又は介護施設に入所もしくは病院等に入院している障がいのある方に対し)将来、地域で生活したいか」という設問に対し、「今のまま生活したい」と回答した方が68.4パーセントと、施設入所支援に対する高いニーズが見られます。

また、市内の入所施設には短期入所の決定が31日という実質的な待機状態の利用者も多いです。

サービス名		区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
居住系サービス	自立生活援助	計画値	2	2	2	人/月
		実績値	0	0	0	
	共同生活援助 (グループホーム)	計画値	292	324	360	人/月
		実績値	289	331	348	
	施設入所支援	計画値	286	286	286	人/月
		実績値	284	286	287	
居住系サービス 計		計画値	580	612	648	人/月
		実績値	573	617	635	

※ 2023(令和5)年度は10月1日までの値をもとに実績見込み値を算出



(3) 見込量

アンケートによれば、現在自宅で暮らしている人の今後の意向について、2021(令和2)年度においては、グループホームを希望する人の割合は19.6%でしたが、2023(令和5)年度は23.6%まで上昇しています。このため、在宅からグループホームに入居し、支援を受けながら自立した生活を目指す利用者が今後も増加する見込みです。

他方、施設入所支援については、短期入所を利用しながら実質的に待機状態にある利用者も多いことから、今後も横ばいになると見込みます。

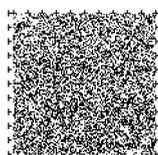
サービス名		2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
居住系サービス	自立生活援助	2	2	2	人/月
	共同生活援助(グループホーム)	383	421	463	人/月
	うち重度障がい者	125	154	190	人/月
	施設入所支援	286	286	286	人/月
居住系サービス 計		671	709	751	人/月

(4) 見込量の確保方策

今後増加が見込まれる共同生活援助については、障害支援区分1~3向けよりも障害支援区分4以上に対応したグループホームの空き室が少なく、重度対応のグループホームのニーズが高いことが分かります。

また、施設入所を必要とする人へのサービスの供給が追いついていない状況となっていることから、真に施設入所を必要とする人に対して適切にサービスが供給されるよう、地域生活への移行を推進するとともに、障がいのある方の地域生活の受け皿となるグループホーム等、特に重度対応の整備促進について検討します。

居住系サービスは、必要性の認識から実際の利用につながるまで、長い時間を要することが想定されることから、潜在的なニーズも見据え、長期的な視点での確保策も今後検討していきます。



4 指定地域相談支援及び指定計画相談支援

(1) 事業内容

サービス名	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援の利用者に対して、サービスを適切かつ計画的に利用するためのサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、同計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設等を利用する18歳以上の者等に対し、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(2) 実績

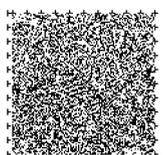
計画相談支援は、過去の利用実績の伸び率を勘案して計画値を算定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、伸び率が見込みを下回ったことにより、実績値も計画値を下回る結果となりました。

地域移行支援については、福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る数値目標を踏まえて見込を増加傾向としていましたが、実績値は計画値を下回る値で推移しました。

地域定着支援については、実績を踏まえて見込を横ばい傾向としていましたが、実績値は計画値を上回る値で横ばいとなりました。

サービス名		区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
相談支援	計画相談支援	計画値	516	619	743	人/月
		実績値	414	429	441	
	地域移行支援	計画値	6	6	7	人/月
		実績値	1	2	5	
	地域定着支援	計画値	1	1	1	人/月
		実績値	4	4	4	
相談支援 計		計画値	523	626	751	人/月
		実績値	419	435	450	

※ 2023(令和5)年度は10月1日までの値をもとに実績見込み値を算出



(3) 見込量

各サービスの見込量は、利用者の実績、障がいのある方のニーズ等を踏まえ、施設入所者の地域生活への移行者数に係る数値目標等を勘案して算出しています。

サービス別では、計画相談支援については、障害福祉サービス等を利用する障がい者数の増加に伴い、今後も増加が見込まれます。

地域移行支援は、実績を踏まえ、今後も増加傾向で推移すると見込んでいます。

地域定着支援は、実績等を勘案し、今後も横ばいで推移すると見込んでいますが、入所施設等から地域生活への移行を推進することにより、ニーズが増加する可能性も考慮し、サービスの提供体制の確保に努めます。

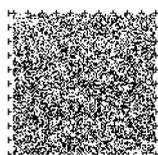
サービス名		2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
相談支援	計画相談支援	454	468	482	人/月
	地域移行支援	8	11	14	人/月
	地域定着支援	4	4	4	人/月
相談支援 計		466	483	500	人/月

(4) 見込量の確保方策

計画相談支援については、相談支援事業所によるネットワーク等を活用し、相談支援専門員研修を実施するなど、相談支援専門員のスキルアップを図ります。また、基幹相談支援センターが中心となり相談支援事業所の後方支援や、関係機関との意見交換を行うなど連携体制の強化を図ります。

地域移行支援及び地域定着支援は、入所施設や病院からの地域生活への移行を促進することにより、ニーズが増加することも想定されることから、サービス提供体制の確保に努めます。

また、基幹相談支援センターに配置する障がい者地域生活コーディネーターにより、地域生活支援拠点等に係る関係機関と連携し、地域移行支援事業を活用した日中活動系及び居住系サービスの体験利用の調整を行い、地域生活への移行を支援します。



5 障害児通所支援及び障害児相談支援

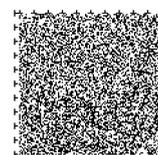
(1) 事業内容

サービス名	事業内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児に対して、理学療法や医学的管理の下で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活への適応訓練等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
障害児相談支援	障害福祉サービス等の利用者に対して、サービスを適切かつ計画的に利用するための障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、同計画の見直しを行います。

(2) 実績

障害児通所支援全体の合計は、利用者数は実績値が計画値を下回っていますが、利用日数は実績値が計画値を大幅に上回る値で推移しています。

サービスごとに利用者数の実績をみると、サービスを提供する事業所の増加や保護者の発達障がいの理解の高まりにより、児童発達支援及び保育所等訪問支援は大幅な増加傾向にあります。また、放課後等デイサービスは利用者数こそ実績値が計画値を下回っていますが、児童一人当たりの利用日数が増えているため、利用日数の実績値が計画値を上回っています。

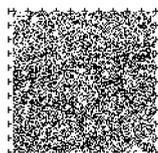


一方、医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、近隣の事業所が限られていることもあり、利用者数・利用日数ともに実績値が計画値を下回っています。

障害児相談支援は、過去の利用実績の伸び率を勘案して計画値を算定していましたが、伸び率が見込みを下回ったことにより、計画値を大きく下回る結果となりました。

サービス名		区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
障害児通所支援	児童発達支援	計画値	254	277	302	人/月
		実績値	267	305	360	
		計画値	1,560	1,654	1,753	人日/月
		実績値	1,835	1,978	2,404	
	放課後等デイサービス	計画値	673	761	860	人/月
		実績値	597	666	716	
		計画値	4,429	4,739	5,070	人日/月
		実績値	4,602	4,890	5,388	
	保育所等訪問支援	計画値	1	1	1	人/月
		実績値	4	9	10	
		計画値	1	1	1	人日/月
		実績値	8	16	19	
	医療型児童発達支援	計画値	8	12	17	人/月
		実績値	2	1	1	
		計画値	26	45	78	人日/月
		実績値	5	1	2	
居宅訪問型児童発達支援	計画値	1	1	1	人/月	
	実績値	0	0	0		
	計画値	3	3	3	人日/月	
	実績値	0	0	0		
障害児通所支援 計		計画値	937	1,052	1,181	人/月
		実績値	870	981	1,087	
		計画値	6,019	6,442	6,905	人日/月
		実績値	6,450	6,885	7,813	
障害児相談支援		計画値	160	205	262	人/月
		実績値	121	134	212	

※ 2023(令和5)年度は10月1日までの値をもとに実績見込み値を算出

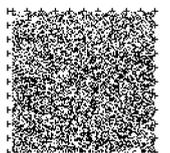


(3) 見込量

障害児通所支援について、実績は全体的に増加傾向にあり、障がい児の増加や保護者の発達障がいに対する理解が広まることにより、利用者は今後もさらに増加していくことが予想されます。

各サービスの見込量は、利用者数及び利用日数の実績、障がい児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況等を踏まえ、市内の障がい児数の動向等を勘案して算出しています。サービス別では、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援のいずれも、障がい児数の増加や発達障がいの理解の広まりに伴い今後も増加していくものと見込まれます。

サービス名		2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
障害児通所支援	児童発達支援	419	485	562	人/月
		2,766	3,180	3,657	人日/月
	放課後等デイサービス	788	866	953	人/月
		5,819	6,285	6,787	人日/月
	保育所等訪問支援	16	25	39	人/月
		29	45	69	人日/月
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	人/月	
	3	3	3	人日/月	
障害児通所支援 計		1,224	1,377	1,555	人/月
		8,617	9,513	10,516	人日/月
障害児相談支援		161	177	194	人/月



(4) 見込量の確保方策

障害児通所支援の利用者数については、今後も引き続き増加することが見込まれることから、障がい児が、ライフステージに応じて身近な場所で一貫した支援を受けることができるよう、児童発達支援センターを中心として教育・保育等の関係機関と連携体制を強化するとともに、必要なサービス供給量を確保できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

児童発達支援は、未就学児を対象としており、療育支援の入口となります。必要な子どもがサービスを利用できるよう、関係機関との連携を深めます。

放課後等デイサービスは、市内の障がいのある児童を対象に行ったアンケート調査の結果をみても、今後サービスを利用したいというニーズが多いことから、サービスの提供体制の確保に努めます。

保育所等訪問支援について、障がいのある子どもがサービスを利用して希望する保育所等に通うためには、訪問先の保育所や小学校等の理解と協力が不可欠です。体制の整備に取り組むとともに、保育所や小学校等、関係機関への事業の周知・啓発を行います。

コラム 障がい分野の福祉人材募集中!

「TasukuFukushi」は、市内に本部のある社会福祉法人佑啓会の若手職員が中心となって企画運営している学生を対象としたイベントです。

当事者でなければ、なかなか知ることのできない障害福祉の世界。

きつい、くらい、低賃金。知らないがゆえに先行する負のイメージ。

私たちが誇りを持って取り組んでいる日々の仕事はそんなマイナスなものではありません。一人でも多くの人に障害福祉を、この仕事の魅力を伝えたい。

そんな想いから「TasukuFukushi」は生まれました。

2019年からスタートしたこのイベントは、毎回200名を超える学生が参加し、「障害福祉の見方が変わった!」「自分もやってみたい!」「実習に対する不安が楽しみに変わった!」と多くの方に好評を示していただき、価値のあるイベントになりました。

佑啓会ではこのイベントをきっかけに、一人でも多くの人に障がい福祉に興味を持ってほしいと考え、例年続けています。

(社会福祉法人 佑啓会)

※市内の事業所等の職員募集ページをまとめています。「障がい福祉分野の人材募集」

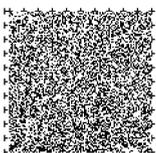
下記のワードで検索いただくか二次元バーコードを読み込んでください。

市原市 障がい福祉分野の人材募集

検索



<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=65ebc1658747660975ee1b90>



第3章 地域生活支援事業の見込量と確保方策

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業には、「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター機能強化事業」の必須事業と、その他市町村が任意に行うことのできる任意事業があります。

ここでは、国の基本指針及び「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について（障企自発第0108001号）」に従い、これら地域生活支援事業のうち必須事業について、事業の種類ごとに2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの各年度における必要量の見込みを算出しています。

1 地域生活支援事業（必須事業）

(1) 理解促進研修・啓発事業

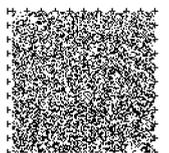
① 事業内容

サービス名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるためのイベント開催や広報活動等を行います。

② 実績

計画期間を通じ、イベント開催事業として「ふれあい福祉フェスタ」を実施し、広報・啓発事業として、広報誌への特集記事の掲載及びストラップ型ヘルプマーク等の配布等を実施しました。また、市民等による障がい者に関係するイベント等の後援をし、啓発も兼ねてイベントのPRを行う他、「国際白杖の日」など様々な機を捉えて、障がいに関わることに触れる機会を増やしました。

コロナで休止していた「いちはらパラスポーツフェスティバル」に替え、交流ハイキングにパラスポーツの要素を加え、スポーツ振興の観点と連携して行うことで、これまで障がい者との交流のなかった層にもアプローチすることを目指しました。



事業名	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
イベント開催事業	計画値	有	有	有	実施有無
	実績値	無	有	有	
広報・啓発事業	計画値	有	有	有	実施有無
	実績値	有	有	有	

※ 2023(令和5)年度は10月1日現在の値

③ 見込量

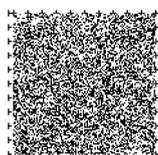
2024(令和6)年度以降も引き続きイベント開催事業と広報・啓発事業を実施する見込みです。

事業名	2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
イベント開催事業	有	有	有	実施有無
広報・啓発事業	有	有	有	実施有無

④ 見込量の確保方策

イベント開催事業については、引き続き、「ふれあい福祉フェスタ」の開催や、市主催イベント等におけるパラスポーツの普及を推し進めます。実施に当たっては、障がい者団体や障害福祉サービス事業者等の関係者との協働により、魅力ある事業づくりを行うとともに、感染症対策の徹底等、実施体制の整備を行います。

また、広報・啓発事業についても、ストラップ型ヘルプマークを必要な方へ配布するとともに、広報や各種イベントでの周知を行うなど、多様な障がいを理解できるよう、障がいの特性まで含めた啓発を行います。



(2) 自発的活動支援事業

① 事業内容

サービス名	事業内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、社会活動支援等の障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

② 実績

計画期間を通じ、社会活動支援事業として、市原市心身障害者福祉団体連絡協議会に対し市原市心身障害者福祉団体補助金の交付を行いました。

例月の定例会には、上総更級公園のインクルーシブ広場に関する意見聴取やチバニアン見学施設、文化芸術施設のワークショップへの参加依頼など、障がい者への意見聴取の場としても活用されました。

事業名	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
社会活動支援事業	計画値	有	有	有	実施有無
	実績値	有	有	有	

※ 2023(令和5)年度は10月1日現在の値

③ 見込量

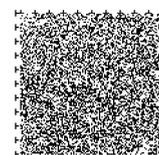
2024(令和6)年度以降も引き続き社会活動支援事業として市原市心身障害者福祉団体補助金の交付を行う見込みです。

事業名	2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
社会活動支援事業	有	有	有	実施有無

④ 見込量の確保方策

本市においては、市原市心身障害者福祉団体連絡協議会が、障がい者団体(当事者会、家族会)の横断的な連絡組織を担っています。

引き続き補助金の交付を実施するとともに、協議会の運営支援や活動に対する指導・助言等を行い、各障がい者団体及び協議会の活動を支援します。



(3) 相談支援事業

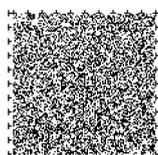
① 事業内容

サービス名	事業内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービス等の利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止等の業務を総合的に行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。

③ 実績

民間の専門性を活用しながら市が主体性をもって相談業務に対処していくという考え方のもと、民間事業者と協働し、基幹相談支援センターの業務の運営を行いました。身体・知的・精神の各分野の専門機関に業務を委託し、専門性を担保した上で、市が体制に加わることで効果的な相談支援体制を構築し、相談支援業務を実施しました。また、重層的支援体制整備事業における、地区福祉総合相談センターや相談支援事業所等との連携による包括的な相談支援体制により、複合的な課題を抱える事例等に対し、包括的な相談支援を行うことができました。

住宅入居等支援事業については、体制の整備及び事業の実施には至っておらず、未実施となっています。



事業名	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
障害者相談支援事業	計画値	1	1	1	か所
	実績値	1	1	1	
基幹相談支援センター	計画値	有	有	有	実施有無
	実績値	有	有	有	
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計画値	有	有	有	実施有無
	実績値	有	有	有	
住宅入居等支援事業	計画値	無	無	有	実施有無
	実績値	無	無	無	

※ 2023(令和5)年度は10月1日現在の値

③ 見込量

2024(令和6)年度以降も引き続き基幹相談支援センターを中心とし、相談支援体制の強化を図ります。事業の実施に当たっては、障がいのある方の重度化、高齢化や、介護者の急な不在、親なき後等の課題に対応し、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域生活拠点等事業を効果的に運用していきます。

なお、住宅入居等支援事業に関しては、ニーズなど今後の動向を見ながら体制の検討を行います。

事業名	2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
障害者相談支援事業	1	1	1	か所
基幹相談支援センター	有	有	有	実施有無
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	実施有無
住宅入居等支援事業	無	無	無	実施有無

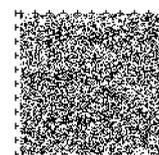
④ 見込量の確保方策

基幹相談支援センターの運営体制について、複雑・高度化する障がい者のニーズに対応していけるよう、必要に応じ見直しを行い、引き続き相談支援体制の強化に努めます。また、地域の相談支援事業所等への研修の実施や、支援を行うなど、地域の相談支援体制の強化の取組を行っていきます。

障がい者等への虐待や差別の解消に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者等の関係機関と連携を図り、権利擁護のために必要な支援を行います。

複合・複雑化する支援ニーズに対応するため、重層的支援体制において、多機関協働による包括的な支援体制の構築を図るため、市内の相談支援機関との連携を深めます。

住宅入居等支援事業については、庁内関係部署や民間事業者等と連携し、実施体制の確保に向けた協議を行います。



(4) 成年後見制度利用支援事業

① 事業内容

サービス名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の申し立てに係る経費や成年後見人の報酬に対する助成を行います。

② 実績

成年後見申し立て費用助成は、潜在的なニーズはあるものと想定されますが、助成の対象となる利用者はまだ少ない状況です。一方、成年後見人報酬助成の利用者数は、増加傾向にあります。

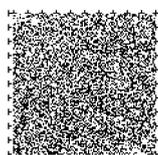
事業名	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
成年後見申し立て費用助成	計画値	6	6	6	人/年
	実績値	0	5	0	
成年後見人報酬助成	計画値	37	42	47	人/年
	実績値	41	37	28	

※ 2023(令和5)年度は10月1日現在の値

④ 見込量

成年後見制度を必要とする人が経済的な理由で利用を断念することがないよう、市長申し立てにおける審判請求費用及び成年後見人等に対する助成に加え、親族等による審判請求費用及び後見監督人等に対する報酬助成を開始したことや、知的障がい者、精神障がい者の増加、核家族化、保護者の高齢化に伴い今後ニーズは増加していく可能性が高いと考えられます。しかしながら、急激な増加はないと考えられるため、今後はゆるやかに増加していくと見込まれます。

事業名	2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
成年後見申し立て費用助成	3	4	5	人/年
成年後見人報酬助成	43	47	51	人/年



④ 見込量の確保方策

引き続き、市長による後見の申し立て及び成年後見人等に対する費用助成を実施します。

また、成年後見制度を必要とする人が確実に制度に結びつくよう、社会福祉協議会が実施する市原市成年後見支援センターと連携し、タイミングを捉えた制度の周知を図ることによって、潜在的な対象者の利用の促進を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① 事業内容

サービス名	事業内容
成年後見制度法人後見支援事業	市原市成年後見支援センターは、障がい者等の権利擁護や成年後見制度の利用促進を図るとともに、市民後見人の養成・支援や社会福祉法人等による法人後見の取組拡大に努めます。

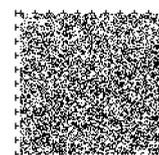
② 実績

市原市社会福祉協議会は、2021(令和3)年度から法人後見を実施しています。

市は、令和3年度から「市原市成年後見支援センター」を設置し、高齢者や障がい者等の権利擁護を図るとともに、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

さらに、2022(令和4)年度に「市原市成年後見制度利用促進協議会」を設置し、2023(令和5)年度から市民後見人の養成を開始しました。

事業名	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
成年後見制度法人後見支援事業	計画値	有	有	有	実施有無
	実績値	有	有	有	



③ 見込量

高齢者数の増加に伴って、認知症患者数が増加すると考えられます。また、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳所持者数についても、増加傾向にあります。このことから、成年後見制度の潜在的なニーズは当面の間、増加すると考えられます。

事業名	2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	実施有無

④ 見込量の確保方策

市民アンケートの結果では、成年後見制度の認知率が低く、更なる周知が課題です。引き続き、成年後見支援センターによる周知に努めるとともに、手続き等の機会を捉えた周知に取り組みます。

さらに、今後のニーズ等を踏まえながら、成年後見支援センターによる、市民後見人の活動支援や法人後見等を推進します。

(6) 意思疎通支援事業

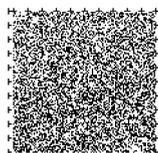
① 事業内容

サービス名	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業を実施します。

② 実績

手話通訳者設置事業については、平成元年4月に開始し、現在は開庁日の全日、手話通訳者1名を障がい者支援課内に設置しており、要請があれば本庁舎内各窓口に赴き、手話により手続き時の意思疎通を図っています。

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業の利用者数は、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少し、緊急事態宣言が解かれた2021(令和3)年度には回復し、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。



事業名	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
手話通訳者設置事業	計画値	1	1	1	人
	実績値	1	1	1	
手話通訳者派遣事業	計画値	39	39	39	件/月
	実績値	33	28	27	
要約筆記者派遣事業	計画値	10	12	14	件/月
	実績値	3	4	5	

※ 2023(令和5)年度は10月までの実績の平均値

③ 見込量

手話通訳者設置事業については、引き続き手話通訳者を1名設置します。

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業の利用者数は、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う各種行事の復活、利用者の高齢化に伴う病院受診回数
の増による回復を見込みました。

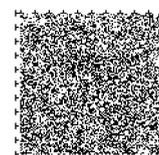
要約筆記者派遣事業の利用者は限定されるため、個人の利用数による増減があります。

事業名	2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
手話通訳者設置事業	1	1	1	人
手話通訳者派遣事業	33	33	33	件/月
要約筆記者派遣事業	5	5	5	件/月

④ 見込量の確保方策

手話通訳者設置事業については、引き続き手話通訳者を1名設置することで、手話通訳
を必要とする来庁者を支援していきます。

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業については、引き続き実施し、需要が増えた場合
にも対応ができるような提供体制を維持していきます。



(7) 日常生活用具給付等事業

① 事業内容

サービス名	事業内容
日常生活用具給付等事業	日常生活に支障がある障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の購入費用の助成を行います。

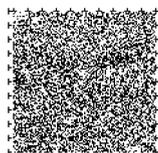
② 実績

日常生活用具の給付実績について、排せつ管理支援用具は増加傾向にあり、その他は概ね横ばいとなっています。住宅改修費については、年度ごとに差がありますが、概ね計画値どおりです。

計画値としては、増加傾向にある排せつ管理支援用具を除き、横ばいとなると見込んでいましたが、在宅療養等支援用具(たん吸引器等)が計画値を上回る実績値となっています。

事業名	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
介護・訓練支援用具	計画値	2	2	2	件/月
	実績値	2	2	2	
自立生活支援用具	計画値	6	6	6	件/月
	実績値	5	3	3	
在宅療養等支援用具	計画値	3	3	3	件/月
	実績値	2	3	5	
情報・意思疎通支援用具	計画値	5	5	5	件/月
	実績値	3	4	4	
排せつ管理支援用具	計画値	6,414	6,673	7,081	件/年
	実績値	6,075	5,966	6,276	
住宅改修費	計画値	4	4	4	件/年
	実績値	1	4	4	

※ 2023(令和5)年度は10月までの平均月間件数、排せつ管理支援用具は年間決定見込件数、住宅改修費は10月までの件数×2



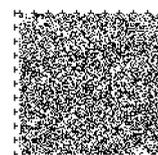
③ 見込量

排せつ管理支援用具については、過去の増加率から、今後も増加していくことが見込まれます。その他の用具については、2022(令和4)年度にニーズ調査を行い、その結果を受けて必要性と該当性を検討し、2023(令和5)年4月に種目の追加を行いました。排せつ管理支援用具以外は概ね横ばいの実績から、見込量は同数としました。排せつ管理支援用具は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの伸び率の平均から算出しました。

事業名	2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
介護・訓練支援用具	2	2	2	件/月
自立生活支援用具	6	6	6	件/月
在宅療養等支援用具	3	3	3	件/月
情報・意思疎通支援用具	5	5	5	件/月
排せつ管理支援用具	6,382	6,490	6,600	件/年
住宅改修費	4	4	4	件/年

⑤ 見込量の確保方策

日常生活用具の機能の向上や、新たな品目の開発などに対応できるよう、給付する用具の品目や対象者、耐用年数等の検討、更に窓口等でニーズの把握に努めながら、給付の範囲の適正化を図るとともに、事業の周知に努めます。



(8) 手話奉仕員養成研修事業

① 事業内容

サービス名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、聴覚障がい者との交流活動や支援者等として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業を実施します。

② 実績

計画期間を通じ、手話奉仕員養成講座を開催しました(厚生労働省の定めるカリキュラムに基づき、入門編及び基礎編を各1講座、合わせて年に2講座開催)。

修了者数については、2021・2022(令和3・4)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、減少していますが、2023(令和5)年度は前期に定員を超えた応募があり、10月時点で32名が修了見込です。

事業名	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
手話奉仕員養成研修事業	計画値	36	38	40	修了者数
	実績値	19	25	32	

※ 2023(令和5)年度は10月1日現在の値

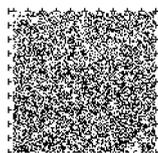
③ 見込量

2024(令和6)年度以降の研修修了者数については、横ばいとしています。

事業名	2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
手話奉仕員養成研修事業	40	40	40	修了者数

④ 見込量の確保方策

手話通訳の担い手の育成及び技術の向上のため、引き続き、手話奉仕員養成講座を開催します。講座の開催にあたっては、受講者のニーズへの対応を図るとともに、周知方法を工夫し、受講者数の増加につなげます。



(9) 移動支援事業

① 事業内容

サービス名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に対し、地域における自立生活や社会参加の促進を図るため、外出の際の移動を支援する事業を実施します。

② 実績

移動支援事業の利用者数は、2021・2022(令和3・4)年度においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、計画値を下回る値に減少していますが、5類移行後、徐々に増加しています。

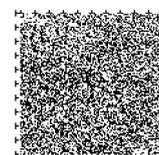
事業名	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
移動支援事業	計画値	92	92	92	人/月
	実績値	65	66	89	
	計画値	903	903	903	時間/月
	実績値	753	903	954	
一人当たりの平均利用時間	計画値	9.8	9.8	9.8	時間/月
	実績値	11.6	13.7	10.7	

※ 2023(令和5)年度は10月1日現在の値

③ 見込量

移動支援事業の利用者数は、2020(令和2)年度の大幅な減少後、コロナ5類移行後に徐々に回復しています。潜在的な必要性は変わらないと思われるため、以前の状況まで利用が増加することが想定されます

事業名	2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
移動支援事業	92	92	92	人/年
	960	970	980	時間/月
一人当たりの平均利用時間	11.0	11.0	11.0	時間/月



④ 見込量の確保方策

移動支援サービスの利用実績は近年減少傾向にあるものの、地域での自立した生活に必要な不可欠である移動支援サービスへのニーズは、障がい者の地域生活への移行の推進に伴い、今後増加していくことも予想されます。

今後も引き続き、移動支援事業を実施し、サービス利用のニーズを把握していきます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

① 事業内容

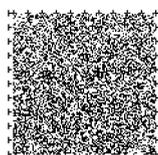
サービス名	事業内容
地域活動支援センター機能強化事業	地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化する事業を実施します。
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するとともに、相談支援事業をあわせて実施します。
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅱ型）	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅲ型）	地域において雇用及び就労が困難な障がい者等に対して通所により生活訓練、作業訓練等を実施する事業を実施します。

② 実績

地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）は、委託により1か所設置しており、利用者数は計画値を下回る値で横ばいとなっています。

地域活動支援センター機能強化事業（Ⅱ型）は、法定サービスと同じ個別給付方式を採用しており、現在4か所の事業所が実施しています。利用者数はコロナで減少していましたが、その後戻りつつあり、令和5年度では計画を上回っております。

地域活動支援センター機能強化事業（Ⅲ型）は、補助金交付方式により実施しており、現在2か所の事業所で実施しています。利用者数は、コロナ禍により減少し、その後戻りつつあります。



事業名	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）	計画値	1	1	1	か所
	実績値	1	1	1	
	計画値	45	45	45	人/日
	実績値	41	46	38	
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅱ型）	計画値	4	4	4	か所
	実績値	4	4	4	
	計画値	45	45	45	人/日
	実績値	43	45	72	
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅲ型）	計画値	3	3	3	か所
	実績値	3	2	2	
	計画値	3	1	1	人/日
	実績値	30	9	9	

※ 2023(令和5)年度は10月1日現在の値

③ 見込量

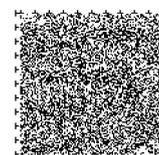
地域活動支援センターの利用者数は、これまでの実績を踏まえ、今後も横ばいで推移するものと見込んでいます。

なおⅡ型とⅢ型は、新型コロナウイルス感染症が5類移行した後の利用の伸びが大きいことから、最も利用の多かった月の値を元に見込んでいますが、Ⅲ型の機能強化事業については利用人数が概ね10人となっていることから、利用者数の伸びを勘案し、現状は1か所であるものの、2か所として見込んでいます。

事業名	2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）	1	1	1	か所
	45	45	45	人/日
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅱ型）	4	4	4	か所
	81	81	81	人/日
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅲ型）	2	2	2	か所
	18	18	18	人/日

④ 見込量の確保方策

地域活動支援センターの事業運営の安定化を図るため、引き続き事業所の状況把握を行うとともに、家賃の補助や重度加算等の支援を実施します。



2 地域生活支援事業(任意事業)

(1) 日常生活支援事業

① 事業内容

サービス名	事業内容
日中一時支援事業	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障がい者に日中における活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、身体障がい者の居宅を訪問し、入浴の介護を行います。

② 実績

日中一時支援事業の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により大幅に減少しており、その前の水準まで戻っていません。

訪問入浴サービス事業の利用者数及び利用日数については、計画値を下回っています。

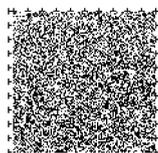
事業名	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
日中一時支援事業	計画値	198	202	208	人/月
	実績値	112	120	169	
	計画値	855	872	898	人日/月
	実績値	524	593	678	
訪問入浴サービス事業	計画値	15	15	15	人/月
	実績値	14	8	9	
	計画値	59	59	59	人日/月
	実績値	41	35	37	

※ 2023(令和5)年度は10月1日現在の値

③ 見込量

日中一時支援事業は、利用者数、利用日数ともに2019(令和元)年度までの増加傾向を鑑みると、ニーズは引き続き見込まれることから、今後も増加していくものと見込んでいます。

訪問入浴サービス事業の利用者数は、2024(令和6)年度から入浴回数及び対象年齢の拡大により増加するものと見込んでいます。



事業名	2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
日中一時支援事業	170	175	180	人/月
	680	700	720	人日/月
訪問入浴サービス事業	14	14	14	人/月
	112	112	112	人日/月

④ 見込量の確保方策

日中一時支援事業については、近年、家族の就労支援や一時的な休息の場としてのサービス利用に対するニーズの増加がみられます。また障害福祉サービスの生活介護などのサービス時間の前後に、家族の就労等のための時間延長としての手段として使われるケースも多く見られます。

今後も引き続き各種事業の実施により、サービス利用費用の一部を支給し、介護者の負担軽減を図っていきます。また、将来的なニーズの増加に対応できるよう、障がいの特性及びニーズに対応できる提供体制の整備に努めます。

(2) 社会参加支援事業

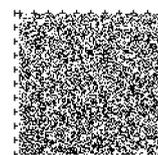
① 事業内容

サービス名	事業内容
レクリエーション活動等支援事業	障がい者のスポーツ振興や交流を図るため、市主催によるスポーツ大会等のスポーツ・レクリエーション事業を実施します。
声の広報等発行事業	視覚障がい者への情報提供を確保するため、市が発行する広報誌について、音声版（声の広報）を作成・発行します。

② 実績

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業としての「市障がい者スポーツ大会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、2021(令和3)年度は中止したものの、2022・2023(令和4・5)年度は開催しました。

声の広報等発行事業の利用者数は、概ね計画どおりとなっています。



事業名	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
レクリエーション活動等支援事業	計画値	有	有	有	実施有無
	実績値	無	有	有	
声の広報等発行事業	計画値	30	30	30	人/月
	実績値	29	30	30	

※ 2023(令和5)年度は10月1日現在の値

③ 見込量

2024(令和6)年度以降も引き続き、レクリエーション活動等支援事業及び声の広報等発行事業を実施する見込みです。

声の広報等発行事業の利用者数については、2023(令和5)年度と同程度の水準で横ばいになるものと見込んでいます。

事業名	2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
レクリエーション活動等支援事業	有	有	有	実施有無
声の広報等発行事業	30	30	30	人/月

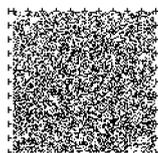
④ 見込量の確保方策

今後も引き続き各種事業を実施するための体制を維持します。

(3) 就業・就労支援事業

① 事業内容

サービス名	事業内容
知的障がい者職親委託事業	知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間職親のもとに預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。



② 実績

知的障がい者職親委託事業の利用者数は、委託先事業者の廃業に伴い減少しました。

事業名	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	単位
知的障がい者職親委託事業	計画値	3	3	3	か所
	実績値	3	2	2	
	計画値	3	3	3	人/月
	実績値	3	2	2	

※ 2023(令和5)年度は10月1日現在の値

③ 見込量

知的障がい者職親委託事業の利用者数については、実績等を勘案し、いずれも2023(令和5)年度と同人数を見込んでいます。

事業名	2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	単位
知的障がい者職親委託事業	2	2	2	か所
	2	2	2	人/月

④ 見込量の確保方策

今後も引き続き、定期的に職親及び委託されている障がい者の状況把握に努めながら、委託を継続します。

